

## 奨学金返還支援制度

平成30年4月入社の新入社員より宮崎県の「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」の内容に即した形式で奨学金返済にかかわる支援を行います。原則的に宮崎県の支援事業を利用、指定枠数以上に対象者がいる場合はこの制度を適用するものとします。

### 1. 対象者

■正社員で高校・大学の在学期間中に奨学金を貸与された方

■5年以上継続勤務される方

※平成30年4月以降入社で、宮崎県の奨学金返還支援を受ける方は対象外

### 2. 支援額

大学等に在学中に貸与を受けた奨学金の要返還額の1/2かつ月額10,000円を上限に、1年目□5年目に下記のように支援します。支援方法は1年に2回に分けて、一時金として対象者に支給します。

(例) 月々の返済額が2万円の場合

1年目・・・10月に6万円		計6万円
2年目・・・4月に6万円	10月に6万円	計12万円
以降、5年目まで		総合計(最高)54万円

### 3. 対象者選択方法

上記2の対象者の内、採用試験総合点数の高い者から順に宮崎県が提供する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」を申請する権利を持ちます(上位2名)。ただし、その有した権利を下位の者に譲渡し、マルイチが制定した支援制度を選択してもかまいません。なお、宮崎県の支援事業を選択した場合も、先にマルイチの支援制度を適用し、県から支給があった時点(1年・3年・5年目)でマルイチから支給された額を返還するものとします。

(例) 月々の返済額が2万5000円の場合(1/2以内で上限1万円)

1年目・・・10月に6万円	計6万円
※県からは7万5000円支給(うち6万円をマルイチに返還)	
以降、3年目、5年目も同様とする。	

### 4. 申請方法

奨学金返還支援申請用紙に必要事項を記入し、奨学金貸与を証明する資料のコピーを添付の上、申請すること。

### 5. 支援期間中に退職した場合

最終の給与にて返還するものとします。(原則的に給与天引き)

平成 年 月 日

株式会社マルイチ  
代表取締役 高木 大 殿

平成29年度 マルイチ奨学金支援制度 支援対象者認定申請書

支援対象者の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	住 所	〒		
	ふりがな 氏 名	印		
	生年月日	年 月 日	性別	男・女
	電話番号	(自宅)	(携帯)	
	メールアドレス			
修学先  ※既卒者については奨学金貸与を受けていた時点の修学先	名 称			
	学部名		学科名	
	卒業(予定)年月	平成 年 月卒業(予定)		
	出身高校所在地 (都道府県)			
借受奨学金	名 称	①	②	
	区 分	無利子・有利子		無利子・有利子
	金 額	円/月 (総額 円)		円/月 (総額 円)
	借受期間	平成 年 月 日 平成 年 月 日	平成 年 月 日□ 平成 年 月 日	

(申請上の注意事項)

1. 複数の奨学金を借り受けている場合はすべて記載してください。
2. 奨学金貸与を証明できる書類をコピーの上添付してください。